押延区自治会員の皆様へ

令和７年２月28日（金）
押延区自治会長　永井　晴康

ゴミの分別収集について（お願い）

皆様におかれましては、日頃から、ゴミ出しルール（**分別収集**）を守っていただき、ありがとうございます。また、鍵当番や清掃作業などお世話になっております。

先般、燃えるゴミ収集時において、燃えるゴミ一袋（45ℓ）が未回収で置いてありました。ゴミ袋に貼付されたラベルに**「ゴミが混在しているため回収できません」**の表示がありました。詳細は下記のとおりです。

このため、皆様に再度、ゴミ出しのルールを確認していただき、適切なゴミ出しの徹底をお願いいたします。
判断が難しいときは、ゴミゼロ推進室（029-282-7289）へ問合せしてください。

記

発生日：令和７年２月24日（月）
分　類：燃えるゴミ回収日
集積所：西地内ゴミ集積所（集会所前：仮置き）
状　態：燃えるゴミ一袋が未回収（ゴミが混在しているため回収できません）
内容物：①燃えるゴミ（紙・プラスティック・布製バック１個・ノート１冊）
　　②燃えないゴミ（懐中電灯３個・金具を用いたバック３個）
　　→上記①と②が燃えるゴミの袋に混在していました。
処　置：燃えるゴミ及び燃えないゴミを分別し、それぞれに対応した袋に入れ替えました。

分別した状態

以上

次頁以降に、燃えるゴミ、燃えないゴミ及び粗大ゴミの出し方等を添付します。
https://www.vill.tokai.ibaraki.jp/material/files/group/8/handbook_all.pdf

添付１　燃えるゴミ

注）樹脂製や布製バックも金具を取り外せない場合は**燃えないゴミ**へ

添付資料Ⅱ　燃えないゴミ

燃えないごみ

出す日　月2回（資源物・ごみ収集日割表参照）

時　間　朝8時30分まで

場　所　ごみ集積所

燃えないごみ指定袋

20リットル
30リットル
45リットル
3種類

指定袋に入れて出してください。
袋の口は結んでください。

回収できる燃えないごみ（主なもの）

小型の電化製品

ごみ指定袋に入るものに限ります。

ガラス片など

新聞紙などに包んで「キケン」と明記してください。

陶磁器片など

新聞紙などに包んで「キケン」と明記してください。

金属製の容器

バケツや一斗缶など。

刃物など

新聞紙などに包んで「キケン」と明記してください。

使い捨てライター

ガスは抜いてください。

時　計

なべ・フライパンなど

傘や針金など

ポイント

- カミソリ，針，ガラスなどの危険物は，新聞紙などに包み，「キケン」と明記して出してください。
- 電池が入っている場合は，必ず取り除いてください。
- 指定ごみ袋に入らないものは，「粗大ごみ」として処理券を貼って出してください。
- 洗っても汚れが落ちない資源物（びん・かんなど）は，燃えないごみとして出してください。

＊懐中電灯（電池は取り除く）は燃えないゴミです。

添付Ⅲ　粗大ゴミ

粗大ごみ　指定ごみ袋（45ℓ）に入らないものです。

出す日　月2回（資源物・ごみ収集日割表参照）

時　間　朝8時30分まで

場　所　ごみ集積所

ごみ処理券

ごみ処理券を貼って出してください。

粗大ごみ処理券　東海村

（旧処理券（青・黄色）も使用できます。）

○ 回収できる粗大ごみ（主なもの）

- 電子レンジ
- 布団類
- 衣装ケース
- 電気カーペット
- 自転車
- 掃除機
- ストーブ（燃料を空にしてください。）
- 家具・建具類（大型の物は1/2～1/3位に小さくしてください。）

× 粗大ごみとして出せないもの

- 冷蔵庫
- 冷凍庫
- 洗濯機
- 衣類乾燥機
- テレビ
- エアコン
- パソコン
- 農機具
- バイク

※パソコンは，清掃センターへの持ち込みや小型家電回収ボックスによる場合に出すことができます。
※詳しくはP19「村では処理できないごみ」を参照してください。

ポイント

- 原則として，指定ごみ袋に入らない燃えるごみ，燃えないごみのうち，縦+横+高さの合計が3m未満かつ50kg以下のものは，ごみ集積所に出すことができます。その際は，『粗大ごみ処理券』を貼って出してください。
- 集積所に出せない大きさ・重さのものは，清掃センターへ直接持ち込んでください。（P17参照）